**誓約書**

|  |  |
| --- | --- |
| 　　私　　 | は地方税法施行令第４３条の１５第１５項第１号から第４号までの |
| 　私　共　 |
| いずれにも該当しない者であることを誓約します。 |

|  |
| --- |
| 令和　　　年　　　月　　　日 |

　（あて先）秋田県総合県税事務所長

|  |
| --- |
| 氏名又は名称　 |
|  |  |

備　考

　二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあっては、免税軽油使用者全員が記名すること。

※地方税法施行令第４３条の１５第１５項

　地方税法第１４４条の２１第３項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

１　免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第１４４条の２１第４項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して２年を経過しない者であるとき。

２　免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して２年を経過しない者であるとき。

３　免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第１５７条第１項、関税法第１４６条第１項（とん税法第１４条及び特別とん税法第１２条において準用する場合を含む。）若しくは法第２２条の２８第１項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して３年を経過しない者であるとき。

４　免税軽油使用者が法人であって、その役員のうちに前３号のいずれかに該当する者があるとき。